

高松市感染症予防計画（素案）についてのパブリックコメントの実施結果

本市では、令和5年12月25日から令和6年1月15日までの期間、高松市感染症予防計画（素案）についてのパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

- 1 意見総数 11件（1人）
 - 2 いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え
- ※ 提出いただいた御意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化又は文言等の調整をしています。

No.	意見（要旨）	市の考え方
1	<p><高松市感染症予防計画(案)の策定過程について></p> <p>新型コロナウイルスは、高松市民にとっても大きな犠牲と影響の伴った感染症であったことは改めて言うまでもありません。</p> <p>これらの経験を踏まえて、また国民の生命と健康及び社会経済活動に重大な影響を与える恐れのある感染症に備える為に関係法令等の改正を踏まえて、今回、高松市感染症予防計画を改正しているものと理解しています。</p> <p>保健所設置市として高松市が行ってきたコロナ対応にも多くの問題点や改善点があったと思われませんが、それらの振り返りや検証が医学的・専門的・客観的で透明性をもって行われないうまま、また公表された「高松市感染症予防計画(案)」の作成過程が不透明なまま、パブリックコメントを実施していることに、コロナ対応の経験や反省が全く生かされていないと感じます。</p> <p>法律に基づいた「高松市感染症予防計画」を策定する上での意思決定過程の改善を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の連携協議会に分科会を設置して、専門的・客観的に透明性をもって議論した上で策定するか、高松市に第三者協議会を設置して、専門的・透明性をもって予防計画を策定して欲しい。 ・これまでの高松市のコロナ対応の振り返りと検証を医学的観点と行政運営的観点から行った上で、予防計画を策定して欲しい。 	<p>御提案の第三者協議会を設置することは考えておりませんが、第3回香川県感染症対策連携協議会において、委員の皆様にお示しし、意見聴取を行うこととしております。</p>
2	<p><パブリックコメント(意見公募)の募集期間と公表資料の改善について></p> <p>「高松市パブリックコメント手続要綱」第7条の規程に記載されている「政策等の案を公表した日以後原則として1月以上の期間」より大きく短い期間設定となっておりますので、意見募集期間の延長を希望します。</p> <p>同時期に、高松市は他にも多くのパブリックコメントを募集しており、市民は内容を理解するのにとても時間と労力を要します。</p> <p>もし、延長しない場合には、今回のパブリックコメントを踏まえて見直した感染症予防計画(案)について、もう一度、パブリックコメントを実施して下さい。</p> <p>また、高松市のパブリックコメントで公表されている資料は、予防計画(案)だけで、「高松市パブリックコメント手続要綱」第6条に規程されている参考資料等を公表しないと不親切な対応を行っています。</p> <p>《高松市パブリックコメント手続要綱》 (政策等の案の公表等の方法)</p> <p>第6条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景を記載した資料 (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点を記載した資料 (3) その他政策等の案に関し参考となる資料 	<p>募集期間が不十分であったこと、まずもってお詫び申し上げます。本計画は、今回のパブリックコメントを踏まえ、第3回香川県連携協議会で意見をいただくこととなりますことから、期間の延長については考えておりませんので、御理解ください。また、計画の趣旨や背景につきましては、計画本文中に記載しているほか、参考となる資料をホームページに掲載いたします。</p>
3	<p><予防計画(案)を策定する上での留意点について></p> <p>改正感染症法を踏まえた「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（令和5年5月26日改正、令和6年4月1日施行）に「予防計画を策定する上での留意点」が記載されているが、今回、公表された「高松市感染症予防計画(案)」には、その留意点を踏まえた予防計画(案)となっていない部分が多く存在しています。</p> <p>基本指針と予防計画(案)の対比表を作成して、項目として漏れのない、予防計画を策定して下さい。</p> <p>また、厚労省からの令和5年5月26日付け事務連絡：「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について（通知）との対比表も作成して、漏れのない予防計画として下さい。</p> <p>手引きで任意となっている項目においても、原則記載する姿勢で臨んでください。もし任意部分を記載しない場合には、なぜ記載しないのかの理由も明確にして下さい。</p>	<p>御意見を踏まえ、巻末に参考資料として追記します。</p>
4	<p><P1 はじめに について></p> <p>「高松市健康危機管理基本指針」等 ⇒ 等には何が含まれるのか 指針及び計画等と整合性をとる ⇒ 計画等の等には何が含まれるのか</p> <p>行政機関の作成文書には、よく「〇〇等」という文言を使用していますが、市民にもわかりやすく、等に含まれるそのほかの指針や計画も明記すべきです。</p>	<p>御意見を踏まえ、巻末に参考資料として追記します。</p>
5	<p>「高松市健康危機管理基本指針」は平成22年3月に策定されて以降、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、香川県感染症予防計画の上位計画が改定されているにもかかわらず、高松市の「高松市健康危機管理基本指針」、「高松市緊急事態等対処計画」、「高松市新型インフルエンザ等行動計画」、「高松市感染症予防計画」は改定や見直しが行われてきていません。</p> <p>それらの古い高松市の指針や計画等と整合性を図っても意味がありません。同時に、それらの指針等も最新の法律や基本指針に基づいた見直し作業が必要だと思えます。</p> <p>香川県感染症予防計画案(P36)の計画の位置付け(イメージ)の様に、何が改定・見直しされたら、高松市の計画等も必要な改定や見直しが必要か市民にも分かりやすく説明した資料を作成・添付して下さい。</p>	<p>御意見を踏まえ、巻末に参考資料として追記します。</p>

No.	意見（要旨）	市の考え方
6	<p>高松市新型コロナウイルス対策本部会議は、令和3年度までしか開催されていません。高松市のホームページには、令和3年度分までしか会議資料が公開されていません。特措法上、令和5年5月8日の5類移行まで対策本部を設置しているはずなのに、令和4年度は一度も本部会議を開催した記録が公開されていません。このような運用を行った理由を市民に説明して下さい。</p> <p>これで、市民に対して説明責任を果たしたと考えているのでしょうか。このような対応を平然と行う高松市の行政運営を信頼して、市民の命と健康を任せることは出来ません。</p> <p>感染症予防計画を策定する前に、市としての感染症に対する姿勢を今一度、改めて下さい。</p>	<p>本部会議の会議資料をホームページに公開していなかったことについて、まずもってお詫び申し上げます。高松市新型コロナウイルス対策本部会議につきましては令和3年度に引き続き、4年度以降も開催しておりますが、ホームページにつきましては、担当者の引継ぎが十分にできておらず、公開できておりませんでした。御指摘いただいた資料につきましてはホームページにて公開いたしました。</p>
7	<p>新型コロナウイルス感染症に係る事態については、行政文書の管理に関するガイドライン第3に規定する「歴史的緊急事態」に該当するとして令和2年3月10日に閣議了解され、令和2年3月28日に決定された国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においても「地方公共団体も、国の歴史的緊急事態に準じた対応に努める」と明記されたにも関わらず、高松市では、ほぼ3年間何も対応を行わず、その間の行政文書を廃棄する対応に何ら疑念や問題点の指摘が起こらない組織風土に驚きと不信感を覚えました。</p> <p>明らかに、市の怠慢によって、対応できていないにも拘わらず、何を優先して、守らなければならないか、適正な判断が出来ていません。守るべきは、歴史公文書に指定されるべき行政文書です。廃棄してしまったら、コロナ対応の振り返りや検証でなくなってしまいます。</p> <p>感染症との闘いは、100年前のスペイン風邪に始まって、歴史は繰り返し続けています。その時々への対応やデータは、検証され、次の新たな感染症に対応する為の貴重な記録として、残していく方針を追加して下さい。</p>	<p>文書の保存については、感染症発生時の対応とは直接関係がないため、予防計画に明記することは考えておりませんので、御理解ください。</p> <p>なお、本市においても新型コロナウイルス感染症に係る文書については、歴史公文書として取り扱っており、例年実施している文書整理において、コロナ関連文書は選別し、公文書館にて保管することとしております。</p>
8	<p><P3 2 市民に対する感染症の予防・治療に重点を置いた対策 「・・・感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集・分析とその分析結果並びに感染症の予防・治療に必要な情報の市民への積極的な公表を進めながら・・・」について></p> <p>過去、高松市においては、市単位で感染症の分析を行うことは非効率なので市単位での分析は実施せず、県と情報共有を図ることで、適切に対応するという見解がありましたが、高松市は市単位での分析を実施せず、県も県全体でしか分析を実施しませんでした。感染者数だけは、保健所単位で人数を発表することは行われていたが、これは分析ではありません。</p> <p>コロナ対応で、高松市は分析のノウハウやスキルを身に付ける経験を行わなかったのに、次の感染症では出来る保証がありません。誰が、どのように情報を収集して分析を実施するのかその体制を明確にしないと、絵に描いた餅となります。</p> <p>今からでも、これまでのコロナの発生状況、動向及び原因分析を行って、スキルやノウハウを習得することを提案します。</p>	<p>職員を訓練や研修に派遣し、感染症対応に係るスキルやノウハウを習得するよう努めてまいります。</p>
9	<p><P4 県及び市町の役割について></p> <p>高松市のコロナ対応を見てきて、保健所設置市として、もっと前面に出て対応できたことがあったのではないかと感じました。感染症対策において、香川県と高松市・高松市保健所の役割分担や連携が市民に全く見えませんでしたし、分かりませんでした。機能しなかったと感じています。</p> <p>どのような連携を図るのかももっと具体的に明記して欲しい。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市消防本部の救急搬送困難事案件数が、増加して高止まりしているにも拘わらず、原因分析や要因分析が行われることなく、感染者の波が落ち着くのを待っていたように感じました。5類移行後も、救急搬送困難事案件数が高止まりしているにもかかわらず、改善が見られません。 感染拡大初期においては、高松市及び高松市保健所においても様々なコロナ対応【PCR検査(検体採取、検体の搬送)、感染者の医療機関へのアクセス・搬送手配、感染者の把握、クラスター対応、感染者の情報収集、自宅療養者や宿泊療養者へのケア、高齢者施設等への頻回検査】を行っていたと思われるが、高松市内の感染者情報を収集していたはずなのに、高松市からは適切な情報発信が不足していると感じました。 	<p>今般のコロナ対応を踏まえ、国は、都道府県と保健所設置市との連携を強化するため、県において、保健所設置市も含め、関係機関により構成される連携協議会を新たに創設することとしました（第71回厚生科学審議会感染症部会 資料より）。本市においては、予防計画に記載の事業を推進するに当たって必要な連携について、今後、検討・調整していくこととなるため、本計画に記載しておりませんが、例えば、その一つとして、円滑な入院調整のための連携を想定しており、いただいた御意見も踏まえ調整してまいります。</p>
10	<p><P22 5 その他 について></p> <p>「必要に応じマニュアル等を作成」部分について、「必要に応じ」としているが、これまでの高松市のコロナ対応・対策に関して振り返りや検証が実施されていれば、どんなマニュアルを作成する必要があるかは、判明しているはずである。従って、具体的に、必要なマニュアル名を記載して、いつまでに作成するのかを明記すべきである。そして、進捗状況を毎年、確認することが大切である。</p>	<p>予防計画に記載の事業を推進するに当たり、今後作成が必要となるマニュアルのため、本計画に記載しておりませんが、例えば、その一つとして、保健所で平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるための健康危機対処計画を想定しております。</p>
11	<p><P22 5 その他 について></p> <p>「高松市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、平成26年11月に策定されたまま、新型インフル特措法が改正されているにも拘わらず、適切な見直しや改定を行ってきていませんので、同時に、「高松市新型インフルエンザ等対策行動計画」も改正し、改正したものと整合性を図る様にすべきである。</p>	<p>現在、国において、政府行動計画が見直されています。高松市新型インフルエンザ等行動計画は、この政府行動計画及びそれを踏まえ改正される香川県新型インフルエンザ等行動計画に基づき改正することとなります。御意見のとおり、改正に当たっては整合性を図るよういたします。</p>